

平成27年第11回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年12月25日(金)
午前9時30分 から 午前10時08分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	長田賢二	8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番		12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		

4. 本日の欠席委員(2名)

8番	田中文彦	11番	塚田修彦
----	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第103号 非農地判断について
- 日程第4. 議案第104号 農用地利用集積計画の認定について
- 日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

7. 会議の概要

1. 開会

開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。

開会の前に12月議会の報告を致します。

農業委員並びに農地利用最適化推進委員の定数につきましては、多数のご意見を頂きありがとうございました。

12月議会に於いて、定数条例として、農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名で原案可決となりましたことを報告致します。

また、本日は野田事務局長は欠席です。

それでは、定刻になりましたので、只今から平成27年第11回の農業委員会総会を開会致します。

まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

平成27年最後の農業委員会でございます。

今、事務局からお話がありましたように、12月11日の議会で農業委員会の定数条例で、農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名ということで原案可決されたようでございます。

平成28年度に新たに選出された委員さんには、苓北農業振興のために頑張って頂きたいと思っております。本日は審議をよろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、田中文彦さん、塚田修彦さんが欠席でございます。

出席委員は15名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長

それでは、14番の山下時義委員さんと、1番の田中安雄委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議長

それでは、日程第2、議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2、議案第102号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲り受け人は議案記載の譲り渡し人から贈与により取得し、所有権を移転したいというものです。

申請物件の表示は4ページから5ページの別表のとおりです。

位置図は6ページのとおりです。

田15筆17, 273㎡、畑9筆8, 870㎡、合計24筆で26, 143㎡です。申請理由は、経営規模を拡大するため（後継者への経営移譲）です。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

10番
小野委員

はい。

譲渡人に12月18日に会ってお話を聞きましたところ、譲渡人と譲受人は親子関係ですね、譲渡人は農業者年金受給とのことで、譲受人の農業後継者として頑張っておりますので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長 無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長 続きまして、日程第3. 議案第103号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第103号 非農地判断についてご説明いたします。

今回、富岡地区、上津深江地区、年柄地区、都呂々地区につきまして非農地調査を行っております。まず、7ページをお開き下さい。この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

初めに、富岡地区ですが、平成27年9月15日、10月2日に春本委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図、字図につきましては8ページから10ページに図示しております。調査しました農地につきましては、11ページから12ページに記載しております。調査の結果につきましては、13ページから14ページに記載をしております。

事務局 引き続き、上津深江地区につきまして平成27年10月16日に、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、池崎委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。

位置図、字図につきましては15ページ、17ページに図示しております。調査しました農地につきましては、19ページに記載しております。調査の結果につきましては、20ページに記載をしております。

引き続き、上津深江地区につきまして平成27年10月15日、10月19日、10月22日に、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、渡邊委員、事務局及び農林

水産課職員で現地の調査を致しました。

位置図、字図につきましては16ページ、17ページ、18ページに図示しております。調査しました農地につきましては、21ページから23ページに記載しております。調査の結果につきましては、24ページから26ページに記載をしております。

引き続き、年柄地区につきましては平成27年11月9日に、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、田中安雄委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。

位置図、字図につきましては27ページ、29ページから31ページに図示しております。調査しました農地につきましては、33ページから35ページに記載しております。調査の結果につきましては、36ページから37ページに記載をしております。

引き続き、都呂々地区につきましては平成27年11月10日に、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、福山委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。

位置図、字図につきましては28ページ、31ページ、32ページに図示しております。調査しました農地につきましては、38ページから42ページに記載しております。調査の結果につきましては、43ページから46ページに記載をしております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。本件につきましては農林水産省経営局長通知による判断基準により現況調査は農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、富岡地区、上津深江地区、年柄地区、都呂々地区を実施されております。まず、富岡地区から春本委員さんにご説明をお願いします。

13番
春本委員

平成27年9月15日と10月2日に調査を行いました。当該地については、以前野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年に渡り耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃しております。現状からは、作業道がなかったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われる。また、基盤整備事業や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、

調査を終了致しました。現況調査につきましては、以上のとおりで
ございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明が
ございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお
願い致します。

ございませんか。

(ありません) の声あり

議 長

無いようでございますので、43筆中43筆につきまして、農地
に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成
の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので43
筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということ
に決定を致します。続きまして池崎委員さんからご説明をお願い致
します。

2番
池崎委員

非農地判断に係る調査ですけれど、平成27年10月16日に調
査を行いました。当該地については、以前果樹園や野菜畑等として
利用されていた農地であるが、長年に渡り耕作されていないため、
竹や雑木が生い茂り荒廃しておりました。現状からは、作業道がな
かったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は
不可能と思われました。また、基盤整備事業や企業参入のための条
件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するた
めの物理的条件整備が著しく困難であることから「非農地」として
取り扱うことが適当であることを確認しました。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明が
ございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお
願い致します。

ございませんか。

(ありません) の声あり

議 長

無いようでございますので、9筆中9筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので9筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。続きまして渡邊委員さんからご説明をお願い致します。

1 2 番
渡邊委員

当該地については、以前果樹園や野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年に渡り耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃しておりました。現状からは、農作業道がなかったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われる、基盤整備事業や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、一部を除き、農地とはみなさないことで一致しました。

1, 2については、土地の管理者から耕作者を探していると申し出があったため、対象外としました。

また、15, 19, 21, 22, 31, 38については、現在は耕作されていないが、賃借契約中のため「対象外」と判断しました。

以上の観点から、3～14, 16～18, 20, 23～30, 32～37, 39～77の土地については「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了しました。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません) の声あり

議 長

無いようでございますので、77筆中69筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成

の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので9筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。続きまして田中安雄委員さんからご説明をお願い致します。

1 番
田中安雄
委員

年柄地区のですね、調査の報告をします。平成27年11月9日に現地を確認したところであります。まあ、どこも同じようなもので、果樹園、野菜畑等として利用されていた農地であります。長年に渡って耕作されていない。竹や雑木が生い茂り荒廃しておりました。現状からは、作業道がなかったり、あっても細いために人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能という判断を致しました。また、基盤整備事業や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認しました。私個人としてもさびしいような感じが致しました。以前はここで農作物を収穫され、出しておられたんでしょけれども、49件全てにおいて非農地と判断致しました。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません) の声あり

議 長

無いようでございますので、49筆中49筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので49筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。続きまして福山委員さんからご説明をお願い致

します。

9 番
福山委員

都呂々地区の調査を11月10日に行いました。他の地区と同様、非常に山林化しておりまして、調査も混乱した状況でしたけど、当該地につきましては、以前果樹園、又は野菜畑等として利用されていた農地であります。長年に渡り耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃しておりました。現状からは、作業道がなかったり、あっても細いため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われま。また、基盤整備事業や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件、整備が著しく困難であることから「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了したところです。

以上の通りご報告致します。

議 長

はい、ありがとうございます。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません) の声あり

議 長

無いようでございますので、133筆中133筆につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので133筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

委員の皆さん、大変お疲れ様でございました。

議 長

続きまして、日程第4、議案第104号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。

なお、新規の案件につきまして内尾委員さん、再設定の案件につきまして福田委員さん、転貸の案件につきまして大仁田委員さんが、自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業

委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで3人の委員さんの退室をお願い致します。

(内尾委員、福田委員、大仁田委員退室)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第4、議案第104号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

49ページをお開き下さい。

新規で2件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は3年です。

続きまして、50ページをお開き下さい。

新規で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は10年です。

続きまして、51ページをお願い致します。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は議案記載のとおりです。

続きまして、52ページをお開き下さい。

再設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記

事務局

載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は5年です。

続きまして、53ページをお願い致します。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載のとおりです。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は6年です。

続きまして、54ページをお開き下さい。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載のとおりです。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は6年です。

続きまして、55ページをお願い致します。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載のとおりです。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は6年です。

続きまして、56ページをお開き下さい。

再設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。

期間は9年です。

続きまして、57ページをお願い致します。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載のとおりです。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年です。

続きまして、58ページをお開き下さい。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載のとおりです。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年です。

続きまして、59ページをお願い致します。

再設定で9件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載のとおりです。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年です。

続きまして、60ページをお開き下さい。

転貸で2件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は芥北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は3年です。

続きまして、61ページをお願い致します。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は芥北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は6年です。

続きまして、62ページをお開き下さい。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は6年です。

続きまして、63ページをお願い致します。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年です。

続きまして、64ページをお開き下さい。

転貸で9件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年です。

続きまして、65ページをお願い致します。

利用権移転で3件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は2年です。

続きまして、66ページをお開き下さい。

利用権移転で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。

期間は7年です。

事務局

続きまして、67ページをお願い致します。

利用権移転で7件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。期間は議案記載のとおりです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

内尾委員さん、福田委員さん、大仁田委員さんにつきましては入室をお願い致します。

(内尾委員、福田委員、大仁田委員入室)

議長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

・事務局からその他事項

1. 農地法施行規則第53条第1項第5号に基づく届け出（農地転用の制限の例外）について

2. 農用地利用配分計画の認定について（中間管理機構借受分）
3. 農業委員並びに農地利用最適化推進委員の推薦・公募について
4. 学校給食の招待給食について
5. 農地パトロールについて
6. その他

次回農業委員会総会予定

平成28年1月25日（月）午前9時30分～庁議室

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成27年第11回総会を閉会いたします。

閉会午前10時08分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____